

平成 25 年度

千葉市環境基本計画の点検・評価結果（案）

平成 26 年 11 月

千 葉 市

I はじめに

1 点検・評価の趣旨

本市は「千葉市環境基本計画」を平成7年3月に策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、今日の環境をめぐる様々な課題に的確に対応するために、平成14年6月に計画を見直し、さらに平成23年3月に新たな環境基本計画を策定しました。その中で本市が目指す望ましい環境都市の姿の実現のために5つの環境像と20の基本目標を設定して、様々な取組みを進めています。

本計画は基本目標毎に設定した定量目標、点検・評価指標の進捗状況について毎年度、点検・評価します。

なお、この点検・評価結果は、環境審議会に報告するとともに、環境白書・市ホームページにより公表します。

2 点検・評価の方法

平成25年度における定量目標値の達成状況や指標の進捗状況について、前年度との比較と過去5年間の推移により点検・評価を行いました。また、各項目の評価結果を基本目標毎に集約し、基本目標の進捗状況の評価しました。

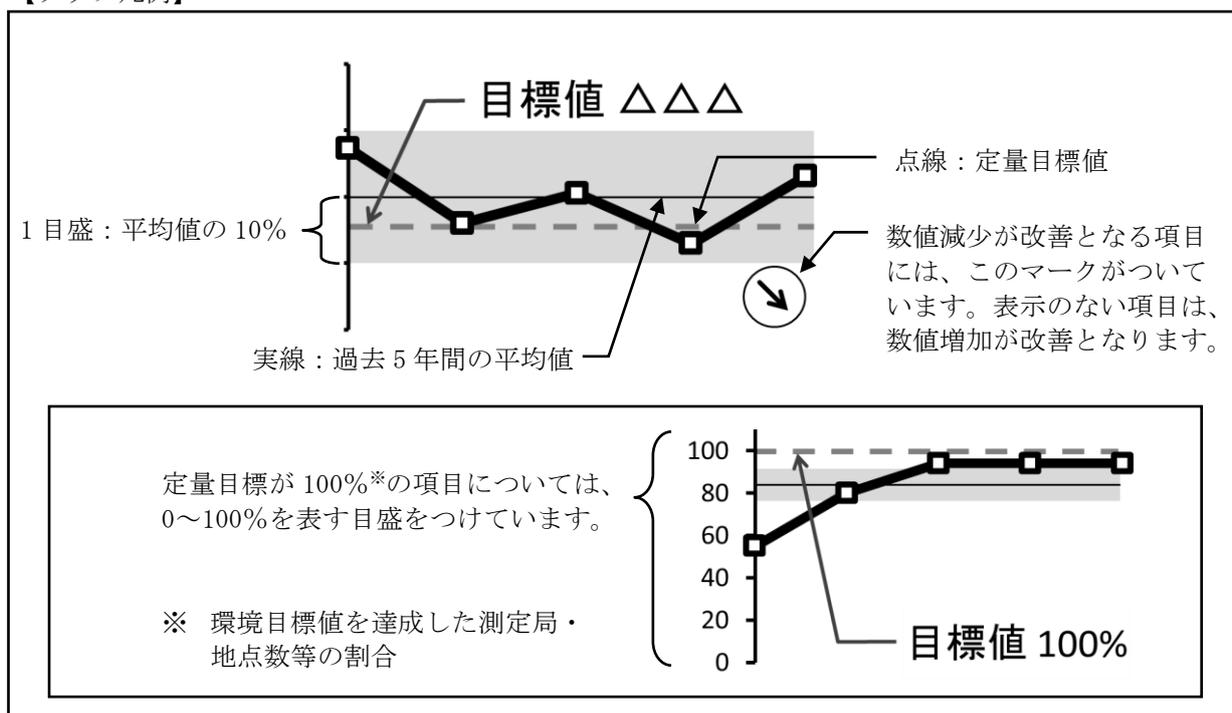
なお、平成25年度の値が集計できない場合には、平成24年度、もしくは平成23年度の値を掲載しました。

各項目は「達成」、「未達成」、「改善」、「後退」、「現状維持」、「増減」の6つで過去5年間の【傾向】を評価しました。評価は原則として平成25年度の値について、以下の内容を目安に判断を行います。

- 「達成」 定量目標値で目標値に到達している項目。
- 「未達成」 定量目標値で変動がなく、目標値に到達していない項目。
- 「改善」 過去5年間の平均値より10%以上改善・向上している項目。
- 「後退」 過去5年間の平均値より10%以上後退している項目。
- 「現状維持」 過去5年間の値の増減が10%未満に収まっている項目。
- 「増減」 過去5年間の値に10%以上の増減があり、判断できない項目。

※10%とは、当該期間（原則5年間）のデータの平均値の10%とします。

【グラフ凡例】



3 点検・評価結果の概要

前年度との比較と過去5年間の推移により評価を行ったところ、定量目標51項目のうち、達成・改善が32項目、現状維持が8項目、未達成・後退が7項目、その他が4項目でした。平成24年度の点検・評価結果と比較し、未達成・後退が増えました。

点検・評価指標については、47項目のうち改善が18項目、現状維持が15項目、後退が5項目、その他が9項目となりました。

環境像	定量目標					点検・評価指標					合計
	達成改善	現状維持	未達成後退	その他	小計	改善	現状維持	後退	その他	小計	
1	0	0	1	0	1	5	2	2	1	10	11
2	0	2	0	0	2	2	3	1	1	7	9
3	2	1	0	0	3	6	2	0	2	10	13
4	30	5	6	4	45	2	2	1	2	7	52
5	0	0	0	0	0	3	6	1	3	13	13
計	32	8	7	4	51	18	15	5	9	47	98

※「その他」は数値が増減している項目や今回は評価できない項目です。

4 総合的な点検・評価

環境基本計画に掲げる5つの環境像ごとに、総合的に点検・評価しました。

(1) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

地球温暖化対策については、温室効果ガス排出量の定量目標の評価年度（旧計画である「千葉県地球温暖化対策地域推進計画」の目標年度平成23年度）となりました。目標値の達成にはわずかに及びませんでした。国の排出量が増加傾向にある中、目標値に近付きつつあります。今後も、地球温暖化対策実行計画及び平成25年3月に策定した再生可能エネルギー等導入計画などにより、更なる施策の推進が必要です。

(2) 資源を効率的・循環的に利用したまち

廃棄物対策については、平成19年度から「焼却ごみ1/3削減」を目指し、ごみの減量やリサイクルに取り組んできましたが、過去5年間で見るとその伸びが緩やかになり、定量目標である「一般廃棄物再生利用率」及び「一般廃棄物総排出量」は、24年度の評価と同じく現状維持となりました。ごみの更なる減量化に向けて、平成26年2月から開始した「家庭ごみ手数料徴収制度」や一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく各種施策の推進が必要です。

(3) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち

自然保護については、定量目標である「森林面積」は現状維持、「里山地区の数」及び「谷津田の保全面積」は改善傾向にあり、概ね順調に進捗しています。そのほかの点検・評価指標についても多くが改善傾向となりました。豊かな自然環境を保全するため、引き続き施策の推進が必要です。

(4) 健康で安心して暮らせるまち

一般環境大気測定局の二酸化硫黄や自動車排出ガス測定局の一酸化炭素など「環境目標値」を達成している項目や、海域の全窒素及び全りんなど改善傾向にある項目もありますが、「環境目標値」を達成していない項目や後退傾向にある項目もあるため、今後も更なる施策の推進が必要です。

(5) だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

環境への意識の高まりなどから、環境マネジメントシステム認証取得事業者数や地球環境保全協定の締結数などで改善が見られましたが、環境関連の人材育成などでは後退傾向にあるため、更なる施策の推進が必要です。市民、事業者との連携や環境配慮行動の実践状況については、平成24年度とほぼ同じ結果となりましたが、アンケートの結果、市民や事業者の節電などに対する意識が徐々に低下していることから、今後も積極的な啓発活動を推進していく必要があります。

(参考) 環境基本計画の構成

(望ましい環境都市の姿) 豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ		
環境像	基本目標	定量目標及び点検・評価指標 (○が定量目標)
エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	1) エネルギーを環境にやさしく利用する	○ 温室効果ガス排出量 ・ 公共交通機関利用者数 ・ CASBE (建築環境総合性能評価システム) による省エネ建築物数 ・ 自転車専用通行帯整備延長 ・ 公共建築物の木工事費・全工事費に占める割合
	2) 再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する	・ 再生可能エネルギーの活用 ・ 未利用エネルギーの活用 ・ 太陽光発電設備設置件数(助成件数) ・ 太陽熱利用給湯システムの利用件数(助成件数)
	3) ヒートアイランド対策を推進する	・ 屋上壁面緑化助成件数 ・ 熱帯夜の年間発生日数
資源を効率的・循環的に利用したまち	4) 資源を大切に利用する	○ 一般廃棄物再生利用率 ・ 産業廃棄物再生利用率
	5) 廃棄物の発生を抑制する	・ 一般廃棄物焼却処理量 ○ 一般廃棄物総排出量 ・ 産業廃棄物排出量
	6) 廃棄物を適正に処理する	・ 一般廃棄物最終処分量 ・ 産業廃棄物最終処分量 ・ 一般廃棄物不法投棄件数 ・ 産業廃棄物不法投棄件数
自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	7) 豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する	○ 森林面積 ・ 貴重な生物や外来生物の生息量 ○ 里山地区の数 ○ 谷津田の保全面積 ・ 多自然護岸整備河川等の延長
	8) 豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する	・ 市民緑地の数・面積 ・ 親しみのある水辺に整備した護岸の延長
	9) 良好な景観を保全・創造する	・ 特別緑地保全地区数・面積
	10) 自然とふれあう	・ 市民農園の数、利用者数 ・ 市民緑地の維持管理団体数 ・ 自然観察会等参加者数、開催数 ・ 親水性施設整備か所数 ・ 大規模な公園の利用者数

環境像	基本目標	定量目標及び点検・評価指標 (○が定量目標)
健康で安心して暮らせるまち	11) 空気のきれいさを確保する	○ 大気汚染項目ごとの環境目標値の達成 (11 項目) ・ 低公害車の保有台数、保有率(公用車) ・ 低公害車普及率(市域)
	12) 川・海・池のきれいさを確保する	○ 水質汚濁項目ごとの環境目標値の達成 (10 項目) ・ 汚水処理人口普及率 ・ 都川、鹿島川、花見川の平常時流量 ・ 市民 1 人あたりの水道使用量
	13) まちの静けさやすがすがしさを確保する	○ 騒音地域類型ごとの環境目標値の達成
	14) 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する	○ 有害化学物質項目ごとの環境目標値の達成(17 項目) ・ P R T R 法による化学物質届出排出・移動量
	15) 地下水・土壌等の安全を確保する	○ 地下水汚染項目ごとの環境目標値の達成 (5 項目) ○ 土壌汚染項目ごとの環境目標値の達成 ・ 単年度沈下量 2 c m 以上の地点数
だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	16) 環境保全・創造の意欲を増進する	・ 環境関連施設利用者数 ・ 環境マネジメントシステム認証取得事業所件数 ・ 環境保全活動団体数 ・ 地球環境保全協定の締結数 ・ 市民の環境配慮行動実践状況 ・ 事業者の環境配慮行動実践状況
	17) 環境教育を推進する	・ 環境学習プログラム参加者数 (公民館講座) ・ 環境学習モデル校参加児童・生徒数
	18) 市民・事業者・民間団体等との連携を推進する	・ 市民、事業者等と連携した事業数 ・ 人材育成数
	19) 環境関連産業を育成し、技術開発を推進する	・ 環境関連産業の育成数(起業数)
	20) 地域間協力・国際協力を推進する	・ 地域間協力した取組み数 ・ 海外研修員等環境関連交流人数

II 点検・評価

[環境像：エネルギーを有効に活用し地球温暖化防止に取り組むまち]

基本目標 1) エネルギーを環境にやさしく利用する。

定量目標(暫定目標)

目標年度(平成26年度(2014年度))の家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門からの温室効果ガス排出量を現況年度(平成19年度(2007年度))より約10%削減することを目指します。

※ 現計画は国の温暖化対策の方針が定まるまでの暫定計画のため、新計画策定に伴い定量目標も変更予定です。

※ 各種統計データを使用しているため、平成23年度の値が最新となります。23年度は旧計画(千葉県地球温暖化対策地域推進計画)の期間内であるため、目標年度(23年度)の温室効果ガス排出量を基準年度(12年度)より約6%削減し16,796千t-CO₂とすることを定量目標として、点検・評価しています。

1. 温室効果ガス排出量[千t-CO₂]

基準年度 (12年度)	22年度	23年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
17,888	17,431	16,880	-551	<p>目標値 16,796千t-CO₂</p> <p>【未達成】</p>	<p>平成23年度は、基準年度(12年度)と比べ1,008千t-CO₂、22年度と比べ551千t-CO₂減少しましたが、目標値に対して84千t-CO₂上回り、目標値は達成できませんでした。</p> <p>目標値(平成23年度) 温室効果ガス排出量 16,796千t-CO₂</p>

※ は、数値減少が改善となる項目です。

2. 公共交通機関利用者数[千人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
710	722	746	+24	<p>【現状維持】</p>	<p>24年度と比較して2万4千人増加しました。</p> <p>原油価格の高騰や若者の車離れなどの社会的要因のほか、運輸各社のイベント等による企業努力が、利用者増加の要因と考えられます。</p>

※ 公共交通機関利用者数:市内の一日当たりのJR・京成電鉄・モノレールの乗車人員及びバス利用者数

3. CASBEEによる省エネ建築物数[累計件数]

〈参考〉 22年度	24年度	25年度	前年度 との比較	4年間の傾向	評価
11	67	109	+42	<p>【改善】</p>	<p>平成24年度と比較して42件増加しました。24年度以降、届出対象面積が5,000㎡から2,000㎡に改正されたため、件数が増加しています。</p>

※ CASBEE(キャスビー):建築環境総合性能評価システム

※ 本制度は平成22年度から開始したため、22年度からの4年間の傾向を評価しています。

4. 自転車専用通行帯整備延長[累計 km]

〈参考〉 22年度	24年度	25年度	前年度 との比較	4年間の傾向	評 価
2.8	4.6	5.6	+1.0		平成 22 年度に市内で初めて自転車専用通行帯(高洲中央港線)を整備しました。24 年度の新港横戸町線に引き続き、25 年度は磯辺畑町線に 1.0km を整備し、総延長 5.6km となりました。

5. 公共建築物の木工事費・全体工事費に占める割合[千円、%]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
99,917 3.6	16,287 1.3	19,152 1.3	+2,865 0		平成 24 年度と比較して木工事費は増加したものの、割合には変化がありませんでした。 ここ 5 年間の工事では、耐震改修工事が主となったことにより、木材の使用量が伸びませんでした。

※ 設計工事費 2,000 万円以上の工事が対象。ただし、耐震補強工事及び木工事を含まない昇降機設置・防水工事等は除く。

● 主な取組みと今後の課題・対応

市では、地球温暖化対策を推進するため、平成 24 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本計画では、地球温暖化対策基本法案に盛り込まれた国の削減目標や広域的対応策が定まっていなかったため、温室効果ガス排出量取引制度などの影響を受けない民生部門を中心に、市民・事業者の節電行動の実績を踏まえた削減目標を設定しました。市では環境負荷の低減に配慮した率先活動である環境マネジメントシステム、グリーン購入等に加え、事業者との地球環境保全協定の締結等、外部への働きかけに積極的に取り組んでいます。

また、「地球温暖化対策実行計画」のうち、市域における再生可能エネルギーを普及させるための施策をまとめた実施計画という位置付けで、25 年 3 月に「再生可能エネルギー等導入計画」を策定しました。本計画では、本市の地理的条件等の特性を踏まえ、太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、コージェネレーションを積極的に推進するほか、工場排熱利用、水力(小水力)、バイオマスについても導入を推進することとしています。

省エネ建築物数については、CASBEEを活用した「千葉市建築物環境配慮制度」により、環境負荷の低減及び環境に配慮した建築物の建築の誘導を図っており、順調に届出件数が増えています。今後も建築主の環境に対する自主的な取組みを促進していきます。

公共交通機関の利用者数については、平成 23 年度は東日本大震災の影響等により減少しましたが、24 年度以降は震災前以上に利用者が増加していることから、環境負荷の低減は進んでいると考えられます。今後も利用者の増加に向けた方策を検討していきます。

自転車利用の推進については、着実に自転車専用通行帯を整備していますが、道路幅員の不足による連続性の確保や自転車の通行ルールの周知徹底などの課題もあります。今後も 25 年 8 月に策定した「ちばチャリ・すいすいプラン」に基づき取組みを進めていきます。

公共建築物への木材の利用については、工事費から見ると低い水準で推移しています。今後も木材の利用促進に取り組んでいきます。

●進捗状況の評価

定量目標である温室効果ガス排出量は、目標値に若干及ばず未達成となりました。国の排出量は増加傾向にありますが、市域は若干の減少傾向にあります。今後も更なる削減に向けて、省エネルギー対策が必要です。

点検・評価指標は、2項目で改善、1項目で現状維持、1項目で後退となっており、更なる対策の推進が必要です。

基本目標 2) 再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。

6. 再生可能エネルギーの活用[kW]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
2,198	6,206	10,767	+4,561		平成25年度までに市施設及び住宅用太陽光発電設備設置助成等により導入された再生可能エネルギー(太陽熱利用を除く)は、10,767kWでした。太陽熱利用は、これまでに市施設において都市ガス60,700m ³ 相当を導入しています。

※ 平成26年4月末時点の千葉市域の再生可能エネルギー発電設備の導入量 30,265kW (出典: 経済産業省 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー発電設備の導入状況(平成26年4月末)」より)

7. 未利用エネルギーの活用[kW]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
30,590	30,590	30,590	0		平成25年度までに市施設に導入された未利用エネルギー(廃棄物発電)は、30,590kWでした。その他に廃棄物熱利用として、これまでに市施設において39.96GJを導入しています。15年度以降変化はありません。

※ GJ(ギガジュール): G(ギガ)は10の9乗、J(ジュール)は熱量の単位、1GJ=1,000,000,000J

8. 太陽光発電設備設置件数(助成件数)[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
166	481	606	+125		平成24年度と比較し、25年度は125件増加しました。市民の関心が高く、募集件数を上回る申し込みがありました。交付決定後の辞退もあり、606件となりました。なお、助成対象出力合計値は2530.66kWです。

9. 太陽熱利用給湯システムの利用件数(助成件数)[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評価
	18	10	-8		太陽熱利用給湯システムの設置助成は平成24年度から開始しました。近年は、本システム以外の省エネルギー設備が普及してきたことが、件数が伸びない要因として考えられます。

●主な取組みと今後の課題・対応

市の事業活動による環境負荷を低減するため、平成 25 年 3 月に策定した「再生可能エネルギー等導入計画」に基づき、清掃工場における余熱利用や公共施設への太陽光発電設備の導入を推進しています。25 年度には、蘇我廃棄物埋立最終処分場に太陽光発電設備を設置したメガソーラー事業や、小・中学校の屋上に民間事業者が太陽光発電設備を設置する屋根貸し事業を実施するなど、家庭や事業活動における再生可能エネルギー等の導入促進を図っています。

住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成は、市民の関心が高く募集件数を大きく上回る応募となる等、順調に設置件数を伸ばしていますが、太陽熱利用給湯システムの設置助成は、募集件数を下回りました。また、25 年度には家庭用燃料電池システムなどにも助成対象を拡大しました。

今後も市自らが省資源・省エネルギー活動、再生可能エネルギー利用機器及び高効率機器の導入を推進するとともに、市民・事業者に対する一層の普及啓発を実施する必要があります。

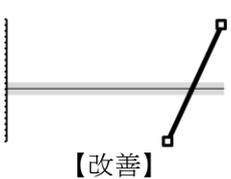
●進捗状況の評価

点検・評価指標は 2 項目で改善、1 項目で現状維持、1 項目で後退となっており、概ね順調に進捗しています。今後も「再生可能エネルギー等導入計画」に基づき、更なる導入に努めます。

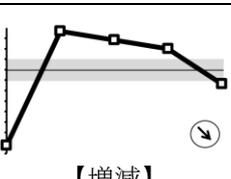
なお、本導入計画は国のエネルギー施策の動向を踏まえ適宜見直す予定であることから、環境基本計画についても必要に応じて定量目標の追加、点検・評価指標の見直し等を行います。

基本目標 3) ヒートアイランド対策を推進する。

10. 屋上壁面緑化助成件数[件]

〈参考〉 20年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評価
	0	2	+2	 【改善】	屋上壁面緑化設置助成は、平成 24 年度に開始しました。25 年度は新築事業者に対するの制度周知に取組み、助成件数が 2 件となりました。

11. 熱帯夜の年間発生日数[日]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
10	43	31	-12	 【増減】	日最低気温が 25 度以上である熱帯夜の発生日数は、平成 25 年度は 31 日で、平成 24 年度と比較すると 12 日減少しました。ここ 5 年間では、熱帯夜の日数は増減しています。

●主な取組みと今後の課題・対応

人工排熱の削減（省エネルギー）、地表面被覆の改善（透水性舗装、屋上緑化等）及び市民への啓発等を進めることにより、ヒートアイランド現象の緩和を図っています。平成 24 年度から開始した屋上及び壁面の緑化に対する助成制度については、事業者への積極的な周知が実績に繋がりました。今後も「千葉市ヒートアイランド対策方針」に基づく関連施策の推進と、関係部局の連携による総合的な取組みが必要です。

●進捗状況の評価

点検・評価指標は、1 項目で改善、1 項目で増減しており、更なる対策の推進が必要です。

[環境像：資源を効率的・循環的に利用したまち]

基本目標 4) 資源を大切に利用する。

定量目標 平成 33 年度の一般廃棄物再生利用率を 43%にすることを目指します。

12. 一般廃棄物再生利用率[%]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
31	32	32	0	<p>【現状維持】</p>	<p>平成 24 年度と比較して概ね同率 (0.7 ポイント増) となりました。焼却灰の再資源化量が少なかったためと考えられます。</p> <p>目標値(平成 33 年度) 一般廃棄物再生利用率 43%</p>

13. 産業廃棄物再生利用率[%]

〈参考〉 20年度	23年度	24年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
50	54	53	-1	<p>【現状維持】</p>	<p>平成 23 年度と比較して、1 ポイント減少しました。ここ 5 年間ではほぼ横ばいで推移しています。</p>

※ 平成 25 年度値が未集計のため、23 及び 24 年度の値を掲載し、20 年度からの 5 年間で評価しました。

● 主な取組みと今後の課題・対応

一般廃棄物については、平成 25 年度は焼却灰の再資源化量が少なかったため、再生利用率が上がりませんでした。不用品を再び資源として活用することは、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷の軽減にも繋がります。びん、缶、ペットボトル、古紙等の資源物の分別収集や、不燃ごみ・粗大ごみからの鉄類の選別回収、焼却灰の熔融スラグ化等により、リサイクルをより一層推進します。

また、産業廃棄物については、多量排出事業者に対し減量化・再資源化の指導を行っています。再生利用率向上のため、引き続き取組みを進めていきます。

● 進捗状況の評価

定量目標である一般廃棄物再生利用率は、ここ 5 年間で見ると現状維持となっています。目標の達成に向けて、さらなるごみの分別徹底と再資源化を推進していく必要があります。

点検・評価指標は、現状維持であり、更なる対策の推進が必要です。

基本目標 5) 廃棄物の発生を抑制する。

14. 一般廃棄物焼却処理量[千 t]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
277	265	263	-2	<p>【現状維持】</p>	<p>平成 24 年度と比べ 2,060t 削減されました。近年は削減幅が小さくなっていましたが、24 年度と比較すると削減幅が大きくなりました。(24 年度は前年度比 550t 減)</p>

15. 一般廃棄物総排出量[千 t]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
386	386	385	-1	<p>【現状維持】</p>	<p>平成24年度と比べ993 t減少しました。 近年は削減幅が小さくなっています。</p> <p>目標値(平成33年度) 一般廃棄物総排出量 364千t</p>

16. 産業廃棄物排出量[千 t]

〈参考〉 20年度	23年度	24年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
4,125	3,854	3,980	+126	<p>【現状維持】</p>	<p>平成23年度と比較して、126,000トン増加しました。景気回復により排出量が増加したためと考えられます。</p>

※ 平成25年度値が未集計のため、23及び24年度の値を掲載し、20年度からの5年間を評価しました。

● 主な取組みと今後の課題・対応

排出抑制によるごみの減量を目指し、今後も3Rのうち優先されるべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いた取組みを行い、排出抑制を推進することが第一に求められます。

市は、排出抑制に向けて、市民・事業者・市の3者それぞれが「ちばルール」に基づき行動することを従来から取り組んできました。この取組みを今後も継続しつつ、市が必要な事業（動機づけ、サービス、情報提供）を推進していくこと、さらには、廃棄物適正化推進員や市民ボランティアの活用など、市民・地域・事業者が主体となって取り組むことにより、ごみを出さない社会づくりを目指していきます。

一般廃棄物焼却処理量については、近年削減幅が少なくなり、平成23年度には一般廃棄物総排出量が増加に転じるなど、さらなる焼却ごみの削減と再資源化率の向上を図る必要がありました。平成25年度は、ごみの分別・再資源化の推進等の啓発活動により市民や事業者の協力を得ることができたこと、そして、平成26年2月から「家庭ごみ手数料徴収制度」を開始したことで減少しました。今後も一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の各種施策を積極的に展開していきます。

● 進捗状況の評価

定量目標である一般廃棄物総排出量は、若干ですが減少に転じました。平成26年2月1日から開始した家庭ごみ手数料徴収制度等、様々な施策に取り組んでいますが、今後もさらなるごみの削減を推進する必要があります。

点検・評価指標は、2項目で現状維持です。今後も更なる対策の推進が必要です。

基本目標 6) 廃棄物を適正に処理する。

17. 一般廃棄物最終処分量[千 t]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
24	31	25	-6	<p>【増減】</p>	<p>平成24年度に比べ、一般廃棄物の総排出量が減少したことにより、最終処分量も減少しました。</p>

18. 産業廃棄物最終処分量[千 t]

〈参考〉 20年度	23年度	24年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
103	33	44	+11	<p>【改善】</p>	平成 23 年度に比べて 11,000 t 増加しました。 ここ 5 年間では改善傾向です。

※ 平成 25 年度値が未集計のため、23 及び 24 年度の値を掲載し、20 年度からの 5 年間で評価しました。

19. 一般廃棄物不法投棄件数[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
2,030	2,258	2,430	+172	<p>【後退】</p>	環境事業所による監視パトロールに加え、平成 25 年 4 月から民間委託による監視業務を開始し、体制を強化したことにより、不法投棄発見件数が増加しました。

20. 産業廃棄物不法投棄件数[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
32	19	15	-4	<p>【改善】</p>	平成 24 年度に比べ、不法投棄件数は 4 件減少しました。25 年度は監視カメラの設置や、職員及び民間警備会社への委託による監視パトロールに取組みました。

●主な取組みと今後の課題・対応

平成 24 年 3 月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による更なるごみの減量と再資源化は、最終処分量の削減につながり、最終処分場の使用可能年数を延長することができます。平成 25 年度は、一般廃棄物総排出量が減ったことから、最終処分量も減りました。今後も、処分量の大部分を占める焼却灰の全量資源化に取り組み、最終処分率の一層の引き下げを図ることが必要です。

一般廃棄物の不法投棄については、平成 26 年 2 月から開始した「家庭ごみ手数料徴収制度」に合わせ、監視体制の強化を図っています。今後も不法投棄を未然に防ぐ取組みを強化していくことが必要です。

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理に関する対策を総合的に進めるため「産業廃棄物処理指導方針」を策定し、多量排出事業者に対し処理施設の適正管理と廃棄物の減量化・資源化・再利用化等の指導や立入検査等に基づく指導・助言を行っています。また、県外から持ち込まれ、市内において最終処分を行う場合にも、要綱に基づく事前協議を行い、最終処分量の減量化について指導を行っています。

不法投棄や不適正処理現場の把握と改善指導のため、不法投棄が多く発生している場所に監視カメラを設置し、不法投棄を抑制するとともに、事業者等への適正処理の啓発・指導及び監視パトロールを実施していますが、不法投棄等は依然として後を絶たない状況にあります。また、残土についても事業場に対する立入検査と監視パトロールを実施しています。今後も事業者等へ適正処理の啓発・指導及びパトロール等の監視体制を強化していくことが必要です。

●進捗状況の評価

点検・評価指標は、2 項目で改善、1 項目で後退、1 項目で数値が増減しています。不法投棄対策を強化し、ごみの適正処理を推進していく必要があります。

[環境像：自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち]

基本目標 7) 豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。

定量目標 平成 26 年度までに森林面積を 4,381ha にすることを目指します。
 平成 33 年度までに里山地区の設置箇所数を 6 箇所にするを旨します。
 平成 33 年度までに谷津田地区の保全面積を 30ha 拡大することを旨します。

21. 森林面積[ha]

〈参考〉 20 年度	23 年度	24 年度	前年度 との比較	5 年間の傾向	評 価
4,512	4,482	4,362	-120	<p>目標値 4,381ha 【現状維持】</p>	<p>開発等に伴う森林の減少により、地域森林計画対象民有林面積が減少し、目標値を下回りました。ここ 5 年間では、平成 21 年度に微増するなど、大規模林地開発が少なくなったため、減少傾向は緩やかになり、横ばいとなっています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 目標値(平成 26 年度) 森林面積 4,381ha </div>

※ 平成 25 年度値が未集計のため、23 及び 24 年度の値を掲載し、20 年度からの 5 年間で評価しました。

22. 貴重な生物や外来生物の生息量[匹、個、頭]

〈参考〉 21 年度	24 年度	25 年度	前年度 との比較	5 年間の傾向	評 価
ホタル 1,230	ホタル 852	ホタル 643	ホタル -209	<p>ホタル カエル卵塊 特定外来生物 【増減】</p>	<p>平成 24 年度と比較して、ヘイケボタルは減少しましたが、ニホンアカガエル(卵塊)は 24 年度に引き続き大幅に増加しました。専門家を交えたスキルアップ講座を開催し、市民協働による産卵環境づくりに取り組んだことが増加の一因と考えられます。特定外来生物の捕獲個体数に関しては、アライグマとカミツキガメが 1 頭ずつ増加しました。ここ 5 年間ではホタル及びカエル卵塊は増減していますが、特定外来生物については後退傾向です。</p>
カエル卵塊 434	カエル卵塊 380	カエル卵塊 705	カエル卵塊 +325		
特定外来生物 1	特定外来生物 3	特定外来生物 5	特定外来生物 +2		

※ ホタルとカエル卵塊については、大草谷津田いきもの里及び坂月川ビオトープの 2 地区で調査を実施しました。(25 年度は市民ボランティアと協働し、谷津田保全地区 2 箇所、カエル卵塊調査を試行しました。(金光院地区：194 個、小倉地区：380 個))

23. 里山地区の数[か所]

〈参考〉 21 年度	24 年度	25 年度	前年度 との比較	5 年間の傾向	評 価
3	4	4	0	<p>目標値 6 か所 【改善】</p>	<p>平成 25 年度は、新たな里山地区の指定はありませんでしたが、ここ 5 年間では改善傾向です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 目標値(平成 33 年度) 里山地区の箇所数 6 箇所 </div>

24. 谷津田の保全面積[ha]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
36.01	44.06	46.35	+2.29	<p>目標値 69.81ha</p> <p>【改善】</p>	<p>25年度は金光院地区、昭和の森（小山地区）、大草谷津田いきものの里の田や斜面林において保全協定を締結しました。</p> <p>目標値(平成33年度) 谷津田保全面積 30ha 拡大(69.81ha)</p>

25. 多自然護岸整備河川等の延長[累計m]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
6,626	10,144	11,484	+1,340	<p>【改善】</p>	<p>平成25年度は、多自然護岸による河川改修で、平成24年度に比べ1,340m整備しました。事業は順調に進んでいます。</p> <p>今後も、順次上流に向け改修する予定です。</p>

●主な取組みと今後の課題・対応

民有地である森林は、開発等に伴い徐々に減少しています。この森林を保全するためには、所有者の負担軽減のため、造林事業の推進だけでなく、技術情報の提供や森林ボランティアの指導・育成を踏まえた活用など、幅広い施策の実施が必要です。

また、豊かな生物多様性と健全な生態系を確保するため、森林を里山地区に指定する「里山保全推進事業」に取り組んでいます。平成13年度より森林ボランティア・森林所有者・市の協働による里山地区の保全部管理を、さらに24年度からは、一部の里山で企業等と協定を締結し、企業の社会貢献の一環として、新たな管理形態による保全部管理も開始しました。今後も、新たな里山地区の指定に向けて検討を進めつつ、里山の自然景観の維持に配慮した保全部管理に取り組んでいきます。

谷津田の保全については、平成15年7月に「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、谷津田を3つのタイプに区分し、その現状・課題に対応した保全目標を定めて、25か所の保全対象候補地を選び、谷津田の自然保全を全市的に推進するために公表しました。その後、モデル計画による保全施策を展開するため、18年5月に「大草谷津田いきものの里」をオープンし、現在は、農業振興地域の整備に関する法律や既存事業により保全が図られている10か所と、保全協定に基づく15か所の、合計25か所の谷津田を保全対象地区として取り組んでいます。地権者をはじめとする地元住民の理解と協力はもちろん、保全活動を担う市民活動団体の募集や人材の育成に努める等、今後も地元住民・保全活動団体・行政等の連携による施策の展開を図る必要があります。

生物の多様性が確保され、市民が自然を感じることができる空間を創出するため、多自然護岸の整備を河川及び排水路で実施しているほか、多様な生物が生息できる自然型公園の整備や、市民との協働によるビオトープの管理・運営も行っています。多様な生物が生息・生育できる良好な環境の創出のため、引き続き多自然護岸の整備等の施策を進めていく必要があります。

●進捗状況の評価

定量目標である森林面積、里山の保全及び谷津田については、2項目で改善、1項目で現状維持となっており、順調に進捗しています。目標の達成に向けて更なる施策の推進が必要です。

点検・評価指標は、1項目で改善、1項目で増減しています。

基本目標 8) 豊かな緑と身近にふれあえる水辺を確保する。

26. 市民緑地の数・面積[か所、ha]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
6 7.2	17 20.2	18 20.7	+1 +0.5		平成 25 年度は、若葉区に 1 か所 0.5ha の市民緑地を設置しました。ここ 5 年間では、改善傾向にあります。

27. 親しみのある水辺に整備した護岸の延長[累計m]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
15,583	18,887	20,227	+1,340		平成 25 年度は 1,340m の護岸を整備しました。ここ 5 年間では、改善傾向です。

●主な取組みと今後の課題・対応

平成 18 年度から都市緑地法の市民緑地制度を導入して、民有緑地の保全を図っていくこととしています。近年、土地所有者の高齢化が進み、相続等を憂慮して指定に消極的となる傾向が見られるため、理解を得られるよう土地所有者等と話し合っていく必要があります。また、既存の市民の森については、緑地の維持管理を行う市民団体の設立等の条件が整い次第、順次市民緑地に移行していく予定です。

護岸の延長については、着実に距離を伸ばしています。地元住民との調整等に時間を要するなど課題はありますが、理解と協力を得ながら整備を進めていきます。

今後も、「市民緑地」や「親しみのある水辺に整備した護岸」を充実させ、市民が自然と親しむ機会を持ち、環境に配慮した生活や行動を志向するよう促す施策を展開することが重要です。

●進捗状況の評価

点検・評価指標は 2 項目とも改善しており、順調に進捗しています。

基本目標 9) 良好な景観を保全・創造する。

28. 特別緑地保全地区の数・面積[か所、ha]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
11 51.3	13 61.1	13 61.1	0 0	<p>特別緑地保全 地区の数</p> <p>特別緑地保全 地区の面積</p> <p>【改善】</p>	平成 25 年度は、特別緑地保全地区に指定した地区はありませんでした。ここ 5 年間では、改善傾向です。

●主な取組みと今後の課題・対応

市街地やその周辺の樹林地は、良好な景観の形成や動植物の生息・生育空間として重要ですが、土地所有者の相続の発生等に伴い、宅地などへ転換され、減少を続けています。良好な都市環境を形成するうえで特に重要な緑地を現状のまま保全するため、今後も土地所有者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区の指定を推進していきます。

●進捗状況の評価

点検・評価指標は改善しており、順調に進捗しています。

基本目標 10) 自然とふれあう。

29. 市民農園か所数・利用者数[か所、人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
27 1,413	31 1,414	32 1,549	+1 +135	<p>市民農園の数</p> <p>利用者数</p> <p>【現状維持】</p>	平成 24 年度に比べ、市民農園が 1 か所、利用者数は 135 名増加しました。ここ 5 年間では現状維持傾向ですが、着実に整備を進めています。

30. 市民緑地の維持管理団体数[累計団体]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
6	18	19	+1	<p>【改善】</p>	平成 25 年度は 1 団体増加しました。維持管理団体である町内会などの役員等の高齢化が進んでおり、また、若い方の参加が少ないことが団体設立の課題となっています。

31. 自然観察会等参加者数・開催数[人、回]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
590 23	667 28	499 24	-168 -4		平成 24 年度と比較し、参加者数・開催数ともに減少しました。25 年度は天候に恵まれず、雨天中止や雨天延期による参加者の大幅減があったことが主な原因です。

32. 親水性施設整備か所数[累計か所数]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
8	11	12	+1		平成 25 年度は坂月川の改修事業を実施しました。

33. 大規模な公園の利用者数[千人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
3,207	3,202	3,111	-91		平成 24 年度と比較して、若干減少しました。野球場等を有する公園が多いため、土日祝日の天候が利用者数に影響を及ぼしています。東日本大震災が発生した 23 年度は大きく減少しましたが、ここ 5 年間では現状維持傾向です。

●主な取組みと今後の課題・対応

市民が自然にふれあい親しめる場として、市民緑地や大草谷津田いきものの里、公園、ビオトープ、市民農園の整備及び管理を進めています。今後も市民緑地や自然観察会等の施策を充実することにより、市民が自然と親しむ機会を持ち、環境に配慮した生活や行動を志向するよう促す施策の展開が重要です。

●進捗状況の評価

点検・評価指標は、2 項目で改善、2 項目で現状維持、1 項目で増減となっており、更なる施策の推進が必要です。

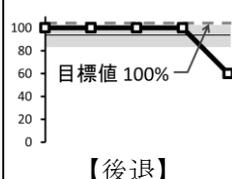
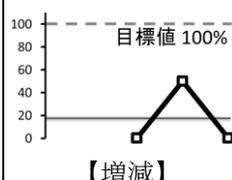
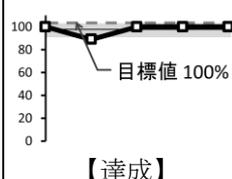
[環境像：健康で安心して暮らせるまち]

基本目標 11) 空気のきれいさを確保する。

定量目標 大気の汚染に係る環境目標値の達成を目指します。

34～44. 大気汚染項目ごとの環境目標値の達成（％）

項目名	<参考> 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価	
一般環境 大気 測定局	34. 二酸化窒素 (NO ₂) [達成率%]	90 (18/20)	85 (11/13)	92 (12/13)	+7		平成 25 年度は 1 局において環境目標値が達成できませんでした。
	35. 二酸化硫黄 (SO ₂) [達成率%]	100 (20/20)	100 (9/9)	100 (9/9)	0		昭和 54 年度以降、全測定局で環境目標値を達成しており、良好な環境を維持しています。
	36. 浮遊粒子状 物質 (SPM) [達成率%]	100 (20/20)	100 (13/13)	85 (11/13)	-15		19 年度以降は全測定局で環境目標値を達成しておりましたが、25 年度は 2 局において達成できませんでした。
	37. 光化学 オキシダント (O _x) [達成率%]	0 (0/9)	0 (0/11)	0 (0/11)	0		常時監視を開始して以来、環境目標値に達した測定局はありません。
	38. 微小粒子状 物質 (PM2.5) [達成率%]	23 年度 0 (0/2)	25 (1/4)	14 (1/7)	-11		平成 25 年度は、7 局のうち 1 局で環境目標値を達成しました。
自動車 排出 ガス 測定局	39. 二酸化窒素 (NO ₂) [達成率%]	0 (0/7)	0 (0/5)	0 (0/5)	0		平成 23 年度は、常時監視を開始して以来、初めて環境目標値を 1 局達成しましたが、25 年度は 24 年度に引き続き全測定局で達成できませんでした。
	40. 二酸化硫黄 (SO ₂) [達成率%]	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	—		昭和 54 年度以降、全測定局で環境目標値を達成し、良好な環境を維持していたため、24 年度以降、測定を中止しました。
	41. 一酸化炭素 (CO) [達成率%]	100 (7/7)	100 (3/3)	100 (3/3)	0		常時監視測定開始以来、全測定局で環境目標値を達成しており、良好な環境を維持しています。

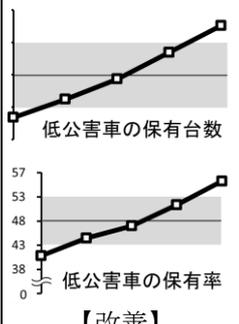
項目名		〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
自動車排出 ガス測定局	42. 浮遊粒子状 物質 (SPM) [達成率%]	100 (7/7)	100 (5/5)	60 (3/5)	-40		平成 15 年度以降、全測定局で環境目標値を達成していましたが、25 年度は 2 局において達成できませんでした。
	43. 微小粒子状 物質 (PM2.5) [達成率%]	23年度 0 (0/1)	50 (1/2)	0 (0/2)	-50		平成 24 年度は 1 局で環境目標値を達成しましたが、25 年度は達成した測定局はありませんでした。
44. 降下ばいじん [達成率%]		100 (9/9)	100 (12/12)	100 (12/12)	0		全測定地点で環境目標値を達成しており、良好な環境を維持しています。

※ カッコ内は（環境目標値達成局数/全測定局数）を表しています。

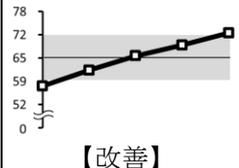
※ 平成 23 年度に測定局及び測定項目の見直しを行ったため、24 年度から各項目における測定局数が増減しています。

※ 38 及び 43 については、平成 23 年度の調査開始以降、3 年間の傾向を評価しています。

45. 低公害車の保有台数・保有率(公用車)[台、%]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
389 41.0	479 51.1	516 55.8	+37 +4.7		平成 24 年度と比べ 37 台増加しました。ここ 5 年間では台数・保有率共に順調に増加しています。 千葉県自動車公害防止計画において、更新車両や新規に導入する車両は、原則として九都県市指定低公害車を導入することとしており、25 年度はこれを達成しました

46. 低公害車普及率(市域)[%]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
57	69	72	+3		平成 24 年度と比べ 3 ポイント増加しました。省エネ法に基づく燃費基準に適合した車種の増加や自動車税のグリーン化等により、普及率は増加傾向です。

● 主な取組みと今後の課題・対応

大気汚染防止法や環境保全条例、環境の保全に関する協定等に基づき、発生源対策や企業指導、立入検査、常時監視を実施しています。

一般大気環境においては、光化学オキシダントが依然として全局で環境基準未達成のほか、微小粒子状物質についても、環境目標値達成が低い状況となっています。また、平成 24 年度まで全測定局で達成した浮遊粒子状物質は達成率が低下しました。大気環境の改善のため、次世代低公害車の普及などの取組みを進める必要があります。

また、光化学オキシダントの環境目標値達成に向け、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、法による排出規制に加え、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」により事業者の自主的取組を促進していますが、25年度も環境目標値の達成には至りませんでした。国の検討状況を注視し、原因物質の削減に向けた取組を進める必要があります。

微小粒子状物質（PM2.5）については、平成24年度で市内9局の整備を完了し、常時監視を行うとともに、平成25年度から成分分析を行っています。また、高濃度時には、市民に注意喚起を行う体制をとっています。環境目標値の達成に向けて、今後も排出実態の把握や成分分析などを行い、有効な削減対策の検討を進めることが必要です。

自動車公害対策については、平成23年3月に策定した自動車公害防止計画により、公用車への低公害車の率先導入や交通流対策としての道路整備、エコドライブの普及啓発等の施策を推進しています。環境目標値は、一酸化炭素で達成しています。

今後も工場・事業場から排出される大気汚染物質の抑制や、自動車排出ガスの低減対策、公共交通機関の利用促進、円滑な交通流対策等の取組を積極的に進めることが必要です。

●進捗状況の評価

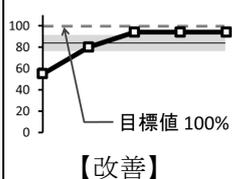
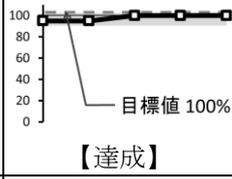
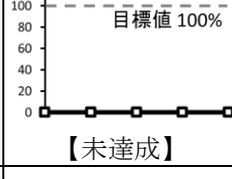
定量目標である環境目標値は、11項目中、4項目で達成したものの、2項目で後退、1項目で未達成でした。目標の達成に向けて更なる施策の推進が必要です。

点検・評価指標は、2項目とも改善傾向で、順調に進捗しています。

基本目標 12) 川・海・池のきれいさを確保する。

定量目標 水質汚濁に係る環境目標値の達成を目指します。

47～56. 水質汚濁項目ごとの環境目標値の達成（％）

項目名		〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
河川	47. 生物化学的酸素要求量（BOD） [達成率%]	55 (11/20)	94 (17/18)	94 (17/18)	0	 【改善】	下水道の整備や合併浄化槽の設置により水質が改善していますが、1地点において達成できませんでした。
	48. 溶存酸素濃度（DO） [達成率%]	95 (19/20)	100 (18/18)	100 (18/18)	0	 【達成】	全地点で環境目標値を達成しています。
	49. 大腸菌群数 [達成率%]	0 (0/5)	0 (0/3)	0 (0/3)	0	 【未達成】	環境目標値の達成状況は、全地点が未達成です。自然的要因と畜産排水の影響等が考えられます。
河川・海域	50. 健康項目 [達成率%]	23年度 100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	0	 【達成】	全地点で環境目標値を達成しています。

項目名	〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
51. 化学的酸素 要求量 (COD) [達成率%]	75 (3/4)	50 (1/2)	0 (0/2)	-50		平成 25 年度は 2 地点とも未達成でした。内陸部から流入する汚濁負荷量を削減する必要があります。
52. 溶存酸素 濃度 (DO) [達成率%]	100 (4/4)	100 (2/2)	100 (2/2)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
53. 大腸菌群数 [達成率%]	23 年度 100 (1/1)	0 (0/1)	100 (1/1)	+100		平成 25 年度は環境目標値を達成しました。今後も維持できるよう施策を実施します。
54. 全窒素 (T-N) [達成率%]	0 (0/4)	50 (1/2)	50 (1/2)	0		平成 25 年度は 1 地点で環境目標値を達成しました。内陸部から流入する汚濁負荷量を削減する必要があります。
55. 全りん (T-P) [達成率%]	0 (0/4)	50 (1/2)	50 (1/2)	0		平成 25 年度は 1 地点で環境目標値を達成しました。内陸部から流入する汚濁負荷量を削減する必要があります。
56. 全亜鉛 (T-Zn) [達成率%]	23 年度 100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	0		平成 23 年度以降、全地点で環境目標値を達成しています。

※ 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ 平成 22 年度以前は、前環境基本計画の評価対象地点を掲載しています。

※ カッコ内は（環境目標値達成地点数/全測定地点数）を表しています。

※ 50、53 及び 56 については、平成 23 年度の調査開始以降、3 年間の傾向を評価しています。

※ 50 において、河口付近に位置する新花見川橋、高洲橋、浜野橋、平成橋のほう素は、海水の影響という自然的要因により環境目標値を超過していると考えられるため、評価の対象から外しています。

57. 汚水処理人口普及率[%]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
98.3	98.4	98.4	0		汚水処理施設の整備はほぼ完了しており、平成 24 年度と比較して汚水処理人口普及率は同率でした。

※ 普及率＝下水道、農業集落排水または合併処理浄化槽を利用できる区域の人口／行政区人口

58. 都川、鹿島川、花見川の平常時流量（千葉市水環境保全計画に定める目標値達成率）〔達成率％〕

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
50 (3/6)	17 (1/6)	0 (0/6)	-17		平成24年度と比較して17ポイント減少しました。 降雨量が少なかった等、自然的要因が考えられます。

※ 都川2地点、鹿島川3地点、花見川1地点の平常時流量を評価しています。

※ カッコ内は（目標値達成地点数/全評価地点数）を表しています。

59. 市民1人あたりの水道使用量〔m³〕

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
98.1	96.5	96.5	0		平成24年度と比較して、増減はありませんでしたが、ここ5年間では減少傾向です。各家庭において節水器具の導入等が進んでいるためと考えられます。

●主な取組みと今後の課題・対応

河川や海域の水質改善に向けて湾岸地域で連携を図りながら、水質汚濁防止法等による規制を行うとともに、行政（市または県・市）と事業者の間で締結した環境の保全に関する協定に基づき、排水基準の遵守状況を確認するための立入検査を実施しています。

水質監視を行っている公共用水域（海域・河川）については、7つの項目で達成、改善となりましたが、河川の大腸菌群数で未達成となったほか、海域の化学的酸素要求量（COD）は2地点共に環境目標値を超過しました。

公共下水道処理区域では家庭からの生活排水や事業場排水の適正処理を進め、浄化センターでは下水の高度処理を推進しています。合流式下水道については改善施設を整備する等、放流水の汚濁負荷の削減に努めています。また、下水道処理区域外では農業集落排水処理施設を整備し、合併浄化槽設置補助等も行っています。

今後も工場・事業場排水について、法令や条例、協定に基づく規制・指導や生活排水対策を総合的に進めていくことが必要です。

◎「大腸菌群数」について

鹿島川水系は水道水源であるため、この項目について調査を行っています。「大腸菌群」は大腸菌及び大腸菌にとってもよく似た性質を持つ菌の総称で、一般に人畜の腸内に存在します。大腸菌群自体は通常は病原性を持たず、大腸菌群が検出された水がただちに危険ということはありませんが、注意が必要です。

現在、国が「大腸菌群数」から「大腸菌数」への評価の見直しを行っており、本市も「大腸菌群数」と「大腸菌数」の並行調査を行い、その検討結果を国へ報告しています。また、鹿島川流域において発生源調査を行っています。

●進捗状況の評価

定量目標である環境目標値は、10項目中、5項目で達成、3項目で改善が見られ、順調に進んでいる一方、1項目で過去5年間達成率が0%であるなど、目標の達成に向けて更なる施策の推進が必要です。

点検・評価指標は、2項目で現状維持、1項目で後退しており、更なる施策の推進が必要です。

基本目標 13) まちの静けさやすがすがしさを確保する。

定量目標 騒音地域類型ごとの環境目標値の達成を目指します。

60. 騒音地域類型ごとの環境目標値の達成率[達成率%]

17～21年度	20～24年度	21～25年度	前年度との比較	傾向	評価
79 (66/84)	86 (72/84)	88 (79/90)	+2		一般環境の環境目標値達成率の評価は、5年間の測定結果で評価しています。21～25年度は、前期間より2ポイント上昇しました。ここ5年間では緩やかに改善しています。

※ カッコ内は（5年間の環境目標値達成地点数/5年間の全調査地点数）を表しています。

※ 連続する5つの期間の傾向を評価しています。

● 主な取組みと今後の課題・対応

騒音と振動については、騒音規制法、振動規制法、環境保全条例に基づき、工場・事業場への立入調査や設備改善等の指導を行っているほか、建設作業についても工事開始前から事業者へ指導を行っています。

悪臭については、悪臭防止法、環境保全条例、環境の保全に関する協定に基づき、工場・事業場に対し必要な対策を指導しているほか、平成19年度から臭気指数による規制方式を導入し、都市・生活型の悪臭に対する苦情等への対応を図っています。

「感覚公害」と言われる騒音、振動、悪臭は、環境目標値の達成と併せて、苦情を解決することが重要です。規制の徹底や指導の強化に加え、市民からの苦情等に対して適切な対応を図ります。

また、平成22年10月に羽田空港への着陸機の飛行ルートが変更されたことにより問題化した航空機騒音については、運航状況の確認や騒音の実態などを把握し、騒音への抜本的対策の早期実施を、市単独または「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」から国土交通省へ強く要請した結果、25年11月に南風好天時の南側ルートの高度引上げが本格運用され、26年3月には北側ルートについても高度引上げの試行運用が実施されました。今後も継続して要請していきます。

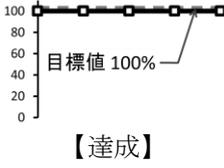
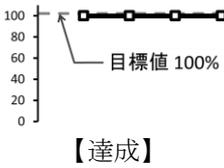
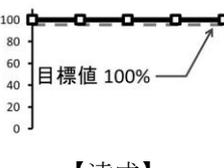
● 進捗状況の評価
 定量目標である環境目標値は現状維持であり、目標の達成に向けて更なる施策の推進が必要です。

基本目標 14) 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。

定量目標 有害化学物質項目ごとの環境目標値の達成を目指します。

61～77. 有害化学物質項目ごとの環境目標値の達成（%）

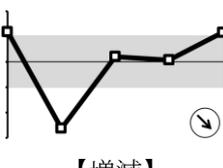
項目名	〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度との比較	5年間の傾向	評価	
有害物質 (大気)	61. ベンゼン [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	62. トリクロロエチレン [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	63. テトラクロロエチレン [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。

項目名		〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
有害物質 (大気)	64. ジクロロメタン [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0	 <p>【達成】</p>	全地点で環境目標値を達成しています。
	65. アクリロニトリル [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	66. 塩化ビニルモノマー [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	67. 水銀及びその化合物 [達成率%]	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	68. ニッケル化合物 [達成率%]	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	69. クロロホルム [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	70. 1,2-ジクロロエタン [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	71. 1,3-ブタジエン [達成率%]	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	72. ヒ素及び無機ヒ素化合物 [達成率%]	22年度 100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	0		 <p>【達成】</p>
ダイオキシン類	73. 大気 [達成率%]	100 (10/10)	100 (6/6)	100 (6/6)	0	 <p>【達成】</p>	全地点で環境目標値を達成しています。
	74. 水質 [達成率%]	100 (9/9)	100 (7/7)	100 (5/5)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	75. 底質 [達成率%]	100 (7/7)	100 (5/5)	100 (5/5)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	76. 地下水 [達成率%]	100 (3/3)	100 (2/2)	100 (2/2)	0		全地点で環境目標値を達成しています。
	77. 土壌 [達成率%]	100 (3/3)	100 (2/2)	100 (2/2)	0		全地点で環境目標値を達成しています。

※ カッコ内は（環境目標値達成地点数/全測定地点数）を表しています。

※ 72については、目標値が設定された平成22年度以降、4年間の傾向を評価しています。

78. P R T R法による化学物質届出排出・移動量[t]

〈参考〉 20年度	23年度	24年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
1,894	1,706	1,890	+184	 <p>【増減】</p>	平成23年度と比較して、排出量は約83トン減少しましたが、移動量が約266トン増加したため、全体では184トンの増加となりました。

※ 平成25年度に24年度の数値を事業者が報告するため、23及び24年度の値を掲載し、20年度からの5年間で評価しています。

※ 22年度分の排出・移動量から、届出対象化学物質が354から462物質に増加しました。

● 主な取組みと今後の課題・対応

大気中の有害物質については、全項目、全地点で目標を達成しており、引き続き対策を推進し、良好な状態を維持する必要があります。ダイオキシン類についても、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくモニタリング調査を実施しており、大気、水質、地下水及び土壌の各項目で目標を達成しています。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく届出データを集計し、ホームページで市民等に情報を提供しています。排出量及び移動量の増減は基本的に企業活動に影響を受けるものですが、今後も排出量等の把握や事業者の自主管理の改善を促すなど、化学物質対策を推進する必要があります。

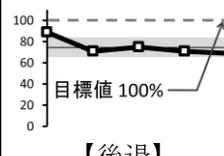
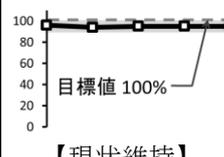
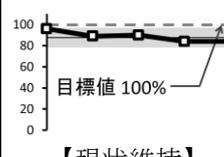
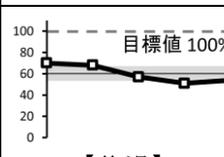
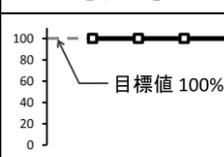
● 進捗状況の評価

定量目標である環境目標値は、全項目で目標を達成しており、順調に進捗しています。
点検・評価指標は、数値が増減しています。

基本目標 15) 地下水・土壌等の安全を確保する。

定量目標 地下水汚染項目ごとの環境目標値の達成を目指します。
土壌汚染項目ごとの環境目標値の達成を目指します。

79～83. 地下水汚染項目ごとの環境目標値の達成（％）

項目名	〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価	
地下水	79. 揮発性有機化合物 (VOC) [達成率%]	89 (131/148)	71 (36/51)	69 (35/51)	-2	 【後退】	平成24年度に比べ2ポイント後退しました。ここ5年間では21年度の89%達成を最高に数値が増減しています。
	80. 六価クロム (Cr ⁶⁺) [達成率%]	96 (418/434)	95 (356/375)	95 (333/352)	0	 【現状維持】	平成25年度の基準超過地点は19か所で、平成24年度と同じ地点数でした。
	81. 砒素 (As) [達成率%]	96 (52/54)	84 (49/58)	84 (61/73)	0	 【現状維持】	平成25年度の基準超過地点は12か所で、24年度と概ね同様な達成率です。
	82. 硝酸性窒素 (NO ₃) 亜硝酸性窒素 (NO ₂) [達成率%]	70 (85/122)	51 (18/35)	54 (19/35)	+3	 【後退】	平成25年度の基準超過地点は16か所で、24年度に比べ1か所減少し達成率が3ポイント改善しました。
	83. その他 [達成率%]	22年度 100 (17/17)	100 (17/17)	100 (17/17)	0	 【達成】	「その他」の項目については、全て環境目標値を達成しています。

※ その他項目

カドミウム、全シアン、鉛、総水銀、アルキル水銀、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ カッコ内は（環境目標値達成地点数/全測定地点数）を表しています。

※ 83については、平成22年度の調査開始以降、4年間の傾向を評価しています。

84. 土壌汚染の環境目標値の達成[累計達成率%]

〈参考〉 22年度	24年度	25年度	前年度 との比較	4年間の傾向	評 価
100 (43/43)	97 (153/157)	97 (186/192)	0	<p>【現状維持】</p>	平成 24 年度と比べ、概ね同じ達成率でした。 汚染が確認された土地のうち、汚染を取り除き区域指定を外れた土地については、環境目標値を達成した土地として集計しています。

※ 土壌汚染項目

カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素、ほう素

※ カッコ内は（環境目標値達成区域数/全届出区域数）を表しています。

※ 土壌汚染対策法の改正により、平成 22 年度から土地の改編時等の機会を活用し実態把握を行っているため、平成 22 年度以降 4 年間の傾向を評価しています。

85. 単年度沈下量 2 c m以上の地点数[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
0	0	0	0	<p>【その他】</p>	平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動により、23 年度は 164 地点で 2cm 以上の沈下が発生しましたが、いわゆる公害として捉えられる地盤沈下と異なるものと考えられます。25 年度は、24 年度に引き続き全地点で 2cm 以上の沈下は生じていません。

● 主な取組みと今後の課題・対応

地下水汚染は一度、広範囲に広がると、環境目標値を達成するには長時間を要します。そのため、汚染の未然防止を図ることが重要であり、水質汚濁防止法に基づく概況調査や定期モニタリング調査等による監視を実施しています。汚染が確認された場合はその周辺の汚染範囲等の確認調査を行い、汚染された井戸の所有者には飲用指導及び上水道布設補助や浄水器の設置補助を行っています。平成 23 年度に策定した「水環境保全計画」に基づき、今後も計画的な施策を推進するとともに、特に地下水汚染については、未然防止対策と上水道の給水地域での上水道転換を進める必要があります。

土壌については、法令及び要綱に基づき、事業者に対して工場跡地等の土壌調査と、汚染が確認された場合の処理対策の実施について指導を行っています。環境基準を超過して区域指定されている土地は、健康被害のおそれがないとしてそのまま有効利用されるケースがあり、調査地点全てで基準を達成するのは困難な状況です。土壌汚染は地下水汚染につながるおそれがあるため、今後も汚染の未然防止策や拡散防止策を着実に実施する必要があります。

● 進捗状況の評価

定量目標である環境目標値は、1 項目で達成しているものの、3 項目で現状維持、2 項目で後退しており、目標の達成に向けて更なる対策の推進が必要です。

点検・評価指標は、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により大きく沈下しましたが、公害による影響ではないことから評価の対象外とします。

[環境像：だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち]

基本目標 16) 環境保全・創造の意欲を増進する。

86. 環境関連施設利用者数[人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
10,684	10,597	10,510	-87	<p>【現状維持】</p>	平成24年度と比較して87人減少しました。25年度は、大草谷津田いきものの里で新たな活動団体が発足し、利用者数が増えましたが、各清掃工場の見学者数は減少しました。

※ 環境関連施設 清掃工場、新浜リサイクルセンター及び大草谷津田いきものの里

87. 環境マネジメントシステム認証取得事業所件数[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
105	248	246	-2	<p>【改善】</p>	平成24年度に比べ2団体減少しました。認証維持には経費がかかりますが、環境配慮活動の重要性が企業に認識されてきたため、ここ5年間では増加傾向にあります。また、千葉市は22年度から独自の環境マネジメントシステムへ移行し、適用施設を拡大しています。

※ ISO14001、エコアクション21、エコステージ取得事業所数

88. 環境保全活動団体数[団体]

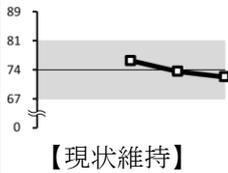
〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
71	79	80	+1	<p>【現状維持】</p>	平成24年度に比べ1団体増加しました。ここ5年間では増加傾向です。

※ 地域環境保全自主活動事業補助金交付団体数及び千葉市民活動支援センターに登録している環境保全活動を主とするNPO法人・ボランティア団体数の合算

89. 地球環境保全協定の締結数[件]

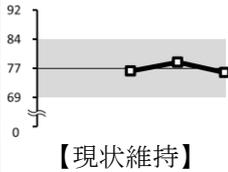
〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
262	900	900	0	<p>【改善】</p>	平成25年度は、新規と解約が10件ずつだったため、24年度と同じ締結件数となりました。平成23年度から製造業を含めた全事業所に対象を拡大したことや、環境経営応援資金を創設したことから注目度が上がり、ここ5年間では締結事業所数が大幅に増加しています。

90. 市民の環境配慮行動実践状況[%]

〈参考〉 23年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評価
76.2	73.5	72.1	-1.4		<p>省エネ行動などの環境に配慮した行動について、アンケート（対象：インターネットモニターに登録した市民）を実施しました。「必ず考慮している」及び「概ね考慮している」と回答した割合は72.1%となり、平成24年度と比べエアコンの温度設定への意識が若干高まったものの、不要な電灯の消灯等の節電への意識が低下しました。</p>

- ※ 平成23年度より調査を開始したため、23年度以降3年間の傾向を評価しています。
- ※ 平成23年度は、インターネットモニター登録者2,939名中1,239名が回答。（回答率42.2%）
- ※ 平成24年度は、インターネットモニター登録者3,650名中1,393名が回答。（回答率38.2%）
- ※ 平成25年度は、インターネットモニター登録者3,987名中1,336名が回答。（回答率33.5%）

91. 事業者の環境配慮行動実践状況[%]

〈参考〉 23年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評価
76.0	78.3	75.6	-2.7		<p>省エネ行動などの環境に配慮した行動について、アンケート（対象：地球環境保全協定締結事業者）を実施しました。「必ず考慮している」及び「概ね考慮している」の回答結果の割合は75.6%となり、平成24年度と比べ2.7ポイント後退しました。特に社員等を対象とした環境保全に関する研修の実施が後退しました。</p>

- ※ 平成23年度より調査を開始したため、23年度以降3年間の傾向を評価しています。
- ※ 平成23年度は、511事業者中120事業者が回答。（回答率23.5%）
- ※ 平成24年度は、543事業者中130事業者が回答。（回答率23.9%）
- ※ 平成25年度は、552事業者中114事業者が回答。（回答率20.7%）

● 主な取組みと今後の課題・対応

市民の環境保全・創造の意欲を増進するため、環境に対する意識の高揚を目指し、自然観察会などのイベントやキャンペーンを通して情報を広く発信しています。また、大草谷津田いきものの里などでの自然とふれあい、自然活動を行う拠点としての活用や、環境学習施設としての廃棄物処理施設、浄化センターの公開など、環境の保全・創造や環境教育の拠点・フィールドを整備し活用していきます。

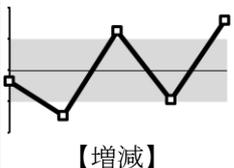
事業者の環境保全・創造の意欲を増進するため、事業者と連携を図りながら環境にやさしいまちづくりを推進するよう、事業者の方々に「千葉県地球環境保全協定」の締結を勧めています。近年、応援資金の条件を得るために協定を締結した事業者がその条件を得た後に解約を申し出るケースや、年1回の実施状況報告書の提出が約3割に止まるなどの、環境保全に対する関心が薄い事業者も多いことから、意識を高める必要があります。

● 進捗状況の評価

点検・評価指標は、2項目で改善、4項目で現状維持となっており、概ね順調に進捗しています。

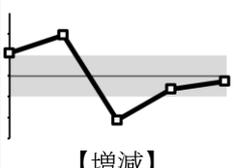
基本目標 17) 環境教育を推進する。

92. 環境学習プログラム参加者数(公民館講座)[人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
114 (8)	107 (6)	137 (8)	+30	 <p>【増減】</p>	8講座、延べ137人の参加がありました。平成24年度に比べ30人増加しました。講座の開催回数により、参加人数が増減しています。

※ カッコ内は、公民館講座の開催回数です。

93. 環境学習モデル校参加児童・生徒数[人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
6,270	5,295	5,506	+211	 <p>【増減】</p>	市内小・中学校を6校ずつ環境学習モデル校に指定し、環境に対する理解を深め、環境保全活動を実践する活動を行っています。24年度と比較し、25年度は211名増加しました。ここ5年間ではモデル校の規模等により増減していますが、子どもたちの環境に対する意識の向上に役立っているとの意見が寄せられています。

● 主な取組みと今後の課題・対応

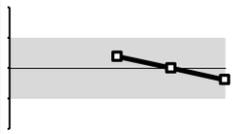
平成17年3月に「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を策定し、3本の柱の1つに「環境教育の推進」を掲げ、関連施策を推進しています。知識を習得させ理解させるだけでなく、自然や生命を大切に思う心を育み、自ら考えて行動できる人を育てることが大切であることから、体系的、継続的な環境教育を推進していく必要があります。

市では、学校における環境教育教材等の配布、環境学習モデル校を指定しての環境保全に関する様々な活動の実践及び市民を対象とした公民館講座などの施策を実施しています。市民の環境問題に対する意識を高められるよう、大人向け・子供向けの環境学習の機会を増やしていく必要があります。

● 進捗状況の評価
点検・評価指標は、2項目で増減しており、更なる対策の推進が必要です。

基本目標 18) 市民、事業者、民間団体との連携を推進する。

94. 市民、事業者等と連携した事業数[件]

〈参考〉 23年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評価
27	26	25	-1	 <p>【現状維持】</p>	連携した取組み（地球温暖化防止、自然保護等）を25件行いました。ここ3年間では現状維持となっています。

※ 平成23年度より調査を開始したため、23年度以降3年間の傾向を評価しています。

95. 人材育成数[人]

〈参考〉 23年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評価
961	1,020	812	-208	<p>【後退】</p>	自然保護関係や公害防止等、812 人の人材育成を行いました。

※ 平成 23 年度より調査を開始したため、23 年度以降 3 年間の傾向を評価しています。

● 主な取組みと今後の課題・対応

様々な環境問題を解決していくため、市では、市民、事業者、民間団体等とのパートナーシップ構築に向け様々な取組みを実施しています。平成 17 年 3 月に策定した「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」では、3 本の柱の 1 つに「市民・民間団体等との協働」を掲げており、今後、さらに市民、事業者、民間団体等との連携を推進していくことが必要です。

連携した取組みとしては、市民、事業者と協働し地球温暖化対策に取り組む千葉市地球温暖化対策地域協議会や市民と共同で行う清掃活動、森林ボランティア団体と共同で取り組む里山保全活動などのほか、平成 25 年度には、新たに市内の大学生ボランティアグループ「ちばくりん」と連携したごみ減量の啓発活動を行いました。

人材育成としては、森林保護や自然保護のボランティア育成講座や公害防止管理者の育成などを行っています。25 年度は、公害防止管理者の育成数が大きく減少しましたが、その他のボランティア育成等については現状維持傾向でした。

● 進捗状況の評価

点検・評価指標は、1 項目で現状維持、1 項目で後退しており、更なる対策の推進が必要です。

基本目標 19) 環境関連産業を育成し、技術開発を促進する。

96. 環境関連産業の育成数(起業数)[件]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評価
0	1	0	-1	<p>【増減】</p>	平成 25 年は環境関連産業の起業がありませんでした。

● 主な取組みと今後の課題・対応

エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまちづくり、資源を効率的・循環的に利用したまちづくりを推進していくためには、新しい環境関連の技術やシステム等の調査・研究、開発等が重要です。そのため、事業者や市内の大学・研究機関などと積極的な連携を図り、環境関連産業を育成するとともに、環境の保全・創造に関する技術開発等を促進する必要があります。

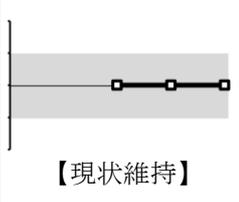
市では、中小・ベンチャー企業を対象としたベンチャー・カップ CHIBA において、新規性・独創性に富んだビジネスプランを募集したほか、相談事業などの施策を行っています。

● 進捗状況の評価

点検・評価指標は、数値が増減しています。

基本目標 20) 地域間協力・国際協力を推進する。

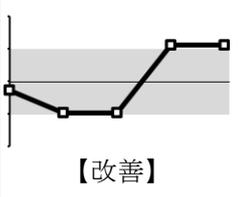
97. 地域間協力した取組み数[件]

〈参考〉 23年度	24年度	25年度	前年度 との比較	傾向	評 価
4	4	4	0		九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）等で市域を超えた協力を行っています。

※ 姉妹・友好都市を含む

※ 平成23年度より調査を開始したため、23年度以降3年間の傾向を評価しています。

98. 海外研修員等環境関連交流人数[人]

〈参考〉 21年度	24年度	25年度	前年度 との比較	5年間の傾向	評 価
14	16	16	0		JICAによる途上国行政員の環境行政に関する研修を九都県市で受け入れています。25年度は、前年度と同じく16人を受け入れました。

● 主な取組みと今後の課題・対応

地球温暖化や大気汚染物質の飛来、海洋汚染等、国際的な協力が必要な環境問題が増えていることから、今後も国際環境協力を努めるとともに、九都県市における取組み等、近隣市町村等と連携した取り組みを推進していくことが必要です。

九都県市では、温暖化対策、自動車公害対策、廃棄物対策などについて市域を超えた広域的な取組みを実施しています。

● 進捗状況の評価

点検評価指標は、1項目で改善、1項目で現状維持となっており、順調に進捗しています。